

旅行業免許省令

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五六年・旅行業免許についての省令

前文省略

第一章 旅行業免許書申請・交付

第一項（種類）

旅行業免許書は以下の4種に分かれる。

(一) 特定地免許。いずれかの県、またはいずれかの県と隣接する県での旅行業。

(二) 国内免許。国内での旅行業。

(三) インバウンド免許。外国からの旅行者を国内での旅行に案内する旅行業。

(四) 総合免許。国内外での旅行業。

(四) の総合旅行業免許の申請人は、さらに第二項に基づき免許申請しなくても、その他の種類の旅行業を営むことができる。

第二項（申請）

いずれかの種類の旅行業免許の申請を望む者は、登録官に旅行業免許申請書を提出する。このとき登録官及び係官と連絡するために住所または特定住所とする事務所設置場所を示すとともに、以下の書類及び証拠を添える。

(一) 自然人。

(a) 国民証の写し。

(b) 家屋登録書の写し。

(c) 事務所正面の写真、大きさ7・60 x 12・70センチメートル、2枚と事務所の立地点を示す地図。

(d) 事務所として使用する場所の所有権または占有権を示す証拠。

(e) 死亡、身体器官喪失または身体障害の場合1人につき100万バーツ以上、怪我の場合1人につき50万バーツ以上の保険金額を有する、旅行者、通訳案内士及び旅行引率者に対する旅行中の事故保険の保険証書の写し。保険証書は旅行業免許書の申請日から1年以上の期間を有していなければならない。

(二) 登録普通パートナーシップまたは有限パートナーシップ（注／合名会社、合資会社に相当）

(a) 会社登記官による登記証明書の写し。登記証明は6か月以内のもの。

(b) パートナー全員の氏名、国籍、住所。

(c) 代表権限者の国民証の写し。

(d) 代表権限者の家屋登録書の写し。

(e) 社印のサンプル、2印。

(f) 事務所正面の写真、大きさ7・60 x 12・70センチメートル、2枚と事務所の立地点を示す地図。

(g) 事務所として使用する場所の所有権または占有権を示す証拠。

(h) 死亡、身体器官喪失または身体障害の場合1人につき100万バーツ以上、怪我の場合1人につき50万バーツ以上の保険金額を有する、旅行者、通訳案内士及び旅行引率者に対する旅行中の事故保険の保険証書の写し。保険証書は旅行業免許書の申請日から1年以上の期間を有していなければならない。

(三) 株式会社、公開株式会社、または旅行業に係る事業目的を有するその他の法人。

(a) 会社登記官による登記証明書の写し、またはその他の法人に対する登記証明書の写し。登記証明は6か月以内のもの。

(b) 現在年の株主全員の氏名、国籍、住所と各株主の保有株式数。

(c) 取締役または代表権限者の国民証の写し。

(d) 取締役または代表権限者の家屋登録書の写し。

(e) 基本定款及び定款、またはその他法人の定款の写し。

(f) 社印のサンプル、2印。

(g) 事務所正面の写真、大きさ7・60 x 12・70センチメートル、2枚と事務所の立地点を示す地図。

(h) 事務所として使用する場所の所有権または占有権を示す証拠。

(i) 死亡、身体器官喪失または身体障害の場合1人につき100万バーツ以上、怪我の場合1人につき50万バーツ以上の保険金額を有する、旅行者、通訳案内士及び旅行引率者に対する旅行中の事故保険の保険証書の写し。保険証書は旅行業免許書の申請日から1年以上の期間を有していなければならない。

第三項（ダイビング旅行者）

呼吸補助器具、及びその他の潜水補助器具による深潜水式のダイビング・サービスを提供する旅行業免許書を申請する者は、第二項に定めた書類と証拠を添えて旅行業免許書の申請書を提出するほか、以下の追加の書類と証拠を提出しなければならない。

(一) ダイビング・サービスに使用する船のタイ船舶法に基づくタイ船舶登録書とタイ国内水路航行法に基づく船舶検査証明書。

(二) 無線通信法に基づく無線通信機使用許可書。

(三) 国立公園内での旅行業務をする場合のみ、国立公園法に基づく国立公園に旅行者を案内するサービスについて、国立公園への立ち入りと宿泊の許可書。

(四) 旅行業免許書の申請日の前15日以内に交付された以下の潜水器具の標準証明書。

(a) 酸素ポンペ。

(b) シュノーケル。

(c) 空気切り替え制御器具。

(d) 深度と水圧の計測器。

(e) 水中バランス器具。

(f) 潜水服。

(g) 水中マスク。

(h) 潜水靴。

- (i) 潜水靴のヒレ。
 - (j) 水中呼吸補助器具。
 - (k) 錘。
 - (l) 羅針盤。
 - (五) ダイビング器具の初歩的なチェックができる従業員がいることについての証明書。
 - (六) ダイビング監督者とダイビング指導者がいることについての証明書。
 - (七) ダイビング指導がある場合のみ、ダイビング指導者がいることについての証明書。
 - (八) 死亡、身体器官喪失または身体障害の場合1人につき100万バーツ以上、怪我の場合1人につき50万バーツ以上の保険金額を有する、旅行者、通訳案内士及び旅行引率者に対する旅行中の事故保険の保険証書の写し。保険証書は旅行業免許書の申請日から1年以上の期間を有していなければならない。
- (四) (五) (六) 及び (七) に基づく証明書は大臣が布告規定した機関または団体により交付されたものとする。

第四項（申請審査）

旅行業免許書の申請を受けた時、登録官または登録官から委任された者は申請書及び添付の書類、証拠の正しさと十全さを調べる。正しくない、または十全でない場合は申請人に通知し、登録官が定めた期間内に申請書を改定増補させる、または正しく、十全になるよう書類もしくは証拠を送付させる。

申請人が第一段に基づく期間内に申請書を改定増補しない、または正しく、十全になるよう書類もしくは証拠を送付しない場合、申請人がそれ以上手続きを進める意思はないものとみなし、登録官はその申請を審査名簿から除外する。

第五項（審査結果の通知）

申請書及び書類と証拠が正しく、十全である場合、登録官は免許書交付を審査する、または登録官から委任を受けた者は登録官に免許の交付を審査するために見解を提出する。

登録官は正しく、十全な申請書、書類と証拠を受けた取った日から30日以内に審査結果を申請人に文面で通知する。その通知文書において、旅行業免許書の交付手数料と預託しなければならない営業保証金を通知する。

登録官が免許書の不交付を命令した場合、審査結果の通知書にその事由を示し、申請人に不服申立の権利があることを知らせる。

第六項（免許書交付）

申請人が免許書の受け取りに出頭し、免許書の手数料を支払い、保証金を預託した時、登録官は7日以内に申請人に対し免許書を交付する。ここに登録官は免許書の中に、申請人が旅行業・通訳案内士法に従うために守るべき要件を定めることもできる。

申請人が免許書交付命令の通知を受けた日から30日以内に、第一段に基づく手続きをとらなかった場合、申請人が免許書を受け取る意思はないものとみなし、登録官はその申請を審査名簿から除外する。

第七項（書式）

免許書申請書の書式、免許書の書式、免許書の内容変更申請書の書式、免許書の代用書の申請書式は局長が官報公示により定めたところに従う。

第八項（申請場所）

免許書の申請書、免許書の内容変更申請書、申請書の代用書申請書は、中央旅行業・通訳案内士登録事務所、または申請人の事務所を管轄する権限義務を有する支所に提出する。

第二章 旅行業に係る免許書内容の変更または追加

第九項（変更手続き）

旅行業免許書の取得者で、旅行業免許書にある氏名、法人名、商業上の名称、事務所が立地する住所もしくは特定住所、またはその他の記述の変更を望む者は、書類と証拠を添えて登録官に申請書を提出する。登録官または登録官より委任された者は書類と証拠を調べ、正しくない、または十全でないと判断した場合、申請人に通知し、登録官が定めた期間内に改定増補する、もしくは正しく十全になるよう追加の書類、証拠を提出させる。書類、証拠が正しく、十全であれば、登録官は旅行業免許書の内容を変更する。

第三章 旅行業免許書の代用書交付

第一〇項（代用書交付手続き）

旅行業免許書の取得者で、紛失、破損、または重要部分が損壊した免許書の代用書の申請を望む者は、捜査官の紛失届出受理の証拠とともに、または破損もしくは重要部分が損壊した免許書を登録官に引き渡し、旅行業免許書の代用書の申請書を登録官に提出する。

旅行業免許書の代用書の交付審査においては第四項、第五項、第六項を準用し、旅行業免許書の書式を使って、その免許書の前面に「代用書（バイテーション）」の字句を掲げる。

経過規定

第一一項（既存の申請）

本省令の施行日前に提出され、登録官が審査中の旅行業免許書申請は、本省令に基づく申請とみなす。

第一段に基づく申請が本省令に基づく申請と内容が違っている、または書類と証拠が本省令に基づき正しくない、もしくは十全でない場合、登録官または登録官により委任された者は申請人に通知し、登録官が定めた期間内に改定増

補する、もしくは正しく十全になるよう追加の書類、証拠を提出させる。定められた期間内に申請書を改定増補しない、または正しく、十全になるよう書類もしくは証拠を送付しない場合、申請人がそれ以上手続きを進める意思はないものとみなし、登録官はその申請を審査名簿から除外する。

 仏暦二五五六年四月三〇日制定（官報公示、施行日は二〇一三年六月一七日）
（おわり）